平成２８年（フ）第１０２１号
堺市中区学園町２番２―102号、前住所堺市中区新家町249番地３
債務者　井藤　栄一
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７号
大阪府羽曳野市西浦１丁目11番15号
債務者　石川　明信
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
大阪府富田林市錦織東２丁目13番７―311号
債務者　土橋　健一
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
大阪府枚方市大峰南町30番２―406号
債務者　井上　章子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
高知市比島町１丁目11番16―２号、前住民票上の住所高知市大原町87番地１　杉本ビル402
債務者　阿戸　雅之
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１５５号
東京都多摩市和田1261番地14―501
債務者　向井　一恵
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２６１号
東京都町田市金森東４丁目16番１号
債務者　吉田　友芸
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４７号
長崎県佐世保市京坪町８番16号　谷山アパート205、前住所長崎県佐世保市元町３番９号リバーサイドビルディング404号
債務者　ＥＺＯＥ　ＳＷＥＥＴ　ＬＯＲＡＩＮＥ　ＤＡＰＡＮＴＡＹＯＳ
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
長崎県東彼杵郡波佐見町金屋郷421番地３
債務者　川口　芳子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
長崎県西海市西海町面高郷1811番地４　面高団地203号、前住所長崎県西海市西海町横瀬郷4022番地２
債務者　太田　昭浩
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
長崎県佐世保市黒髪町50番地11　松本ハイツＮＯ．５　302号、前住所長崎県佐世保市勝海町264番地14　ローズヒル103
債務者　ベル美保子（旧姓田尻）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４９９号
栃木県宇都宮市江曽島本町４番17号　メゾン石原308、前住所栃木県下野市田中281番地
債務者　野口　真亨
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４５号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目６番36号　ジュネス戸祭201
債務者　天海　貴仁
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６３号
栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　ティ・エム自立支援宿泊所220、前住所栃木県宇都宮市平松本町731番地11　川上コーポ201
債務者　加藤　　礼
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８２号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目22番４号　クランブレ西川田202
債務者　平賀　知美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５０号
岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地1070
債務者　古矢　貴光
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部